

●がん予防（奈良県たばこ対策推進委員会）

資料1-2

めざす姿	<p>■最終目標 がん予防に関する正しい知識にもとづいたがん予防に取り組み、がんの罹患が減少している。</p> <p>■中間目標 県民にがんのリスクを情報提供し、がんの有効な予防法について実践できる支援体制及び環境整備ができています。</p>
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> たばこ対策の充実
会議の実施	令和元年8月22日、3月頃（予定）
令和元年度計画	<p>1. 禁煙支援体制整備事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 禁煙支援ツールの提供（随時） 専門職対象研修会（R2.1.9 奈良県薬業会館予定） 禁煙支援協力薬局の登録・普及 <p>2. たばこ対策市町村定着促進事業</p> <p>保健所は、世界禁煙デーの機会や市町村の既存事業を通じて、たばこ対策事業が市町村の定着事業となるよう、市町村の現状を分析・評価し、禁煙支援の充実に向けた市町村支援を強化する。</p> <p>3. 未成年者喫煙防止対策事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 未成年者禁煙支援相談窓口の設置 学校での喫煙防止対策研修会(R2.1.27 奈良県教育研究所予定) <p>4. 受動喫煙防止対策普及啓発事業</p> <p>健康増進法の一部改正（受動喫煙防止対策）について、県民や施設管理者等に対し、法律の周知・啓発を徹底する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止対策実施方針の策定 普及啓発 受動喫煙防止に関するリーフレットの印刷、配布。団体関係者、事業所等への説明会の実施等 令和元年度県・市町村の本庁舎・議会棟・公用車の禁煙実施状況（受動喫煙防止対策）調査 <p>新5. 受動喫煙防止対策相談支援事業</p> <p>受動喫煙防止対策に関して、各保健所に相談窓口を設置し、情報提供及び助言・指導を行う。</p>

第3期奈良県がん対策推進計画 目標の進捗状況について

■ 基準値と比較して改善していない
■ 基準値と比較して改善している

1. がん予防・がんの早期発見
(1) がん予防

分野別目標		指標	基準値	H30年度	目標値	出典
分野	目標					
1 がん予防・がんの早期発見						
(1) がん予防						
最終目標	がん罹患率減少	がん罹患率(全部位)	367.3 (H25)	385.7 (H27)	減少 (12年後評価)	がん登録(奈良県)
	がんに関する正しい知識を持っている	過去1年間にがん検診を受診した人の割合				
		・胃がん ・大腸がん ・肺がん ・乳がん ・子宮がん	36.2% 39.0% 38.5% 40.9% 38.3% (H28)		50%	国民生活基礎調査(厚生労働省)
中間目標	禁煙希望者が禁煙できている	成人の喫煙率	12.2% (H28)	12.0% (H29)	9.9%	なら健康長寿基礎調査(奈良県)
	県民が望まない受動喫煙にあわない	受動喫煙にあう人の割合				
		・行政機関 ・医療機関 ・職場 ・家庭 ・飲食店	12.8% 7.9% 40.1% 14.0% 49.4% (H28)	8.9% 7.2% 34.0% 10.0% 43.3% (H29)	0% 0% 12.4% 2.6% 14.8%	なら健康長寿基礎調査(奈良県)
施策目標	たばこ対策の充実	普及啓発の実施市町村数	37/39 (H28)	36/39 (H30)	増加	奈良県調べ
		禁煙リーフレットの活用機関数				
		・市町村 ・医療機関等	18/39 196機関 (H28)	29/39 271機関 (H30)	増加	奈良県調べ
		禁煙支援協力薬局数	56機関 (H28)	92機関 (H30)	増加	奈良県調べ
		スパイロシフトの活用市町村数	4/39 (H28)	3/39 (H30)	増加	奈良県調べ
		喫煙防止教育の参加人数	40人 (H29)	未実施	増加	奈良県調べ
		敷地内・建物内禁煙の実施市町村数				
・敷地内禁煙 ・建物内禁煙	2/39 39/39 (H28)	3/39 39/39 (H30)	敷地内禁煙 39/39	奈良県調べ		
受動喫煙防止対策にかかる説明会の参加人数	H30に把握予定	340人 (H30)	増加	奈良県調べ		

健康増進法の一部を改正する法律について(受動喫煙)

基本的考え方

望まない受動喫煙の防止を図るため、屋内において、受動喫煙にさらされることのないようにする。

第1 「望まない受動喫煙」をなくす

第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

第3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

法整備の概要

施設	必要な対策
第一種 病院、学校 児童福祉施設等 行政機関	敷地内禁煙 屋外に必要な措置がとられた場所において喫煙場所の設置可
第二種 上記以外の施設(事務所、 飲食店、ホテル等) (経過措置) 既存の小規模の飲食店	原則屋内禁煙 喫煙専用室の設置可(標識の掲示義務) 加熱式たばこ専用の喫煙室 経過措置として、喫煙可とできる (喫煙可とする場合は届出、標識の掲示義務)

- ・私的な空間は適用除外(住宅、旅館・ホテルの客室等)
- ・20歳未満(客・従業員)の喫煙専用室への立入禁止
- ・東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行

今後のスケジュール

	H.30年度(2018年度) 7月 2月22日	R元年度(2019年度) 4月 7月1日	R2年度(2020年度) 4月1日
厚生労働省	公布 法律	公布 政省令	一部施行
施設の 管理権原者	第一種施設敷地内禁煙等の準備	第二種施設について、喫煙室の設置等の準備	喫煙室の掲示・届出等
県 保健所 設置市	周知・啓発	周知啓発、説明会、相談対応	指導、勧告、命令、罰則

施設の区分について(健康増進法の一部を改正する法律)

1. 第一種施設(2019年7月1日~施行)

定義	多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために仕様する施設に限る)。
該当施設例	<ul style="list-style-type: none"> ○学校(専ら大学院の用途に供する施設を除く)、大学校、専門学校等養成所 ○病院、診療所、助産所 ○薬局 ○介護老人保健施設、介護医療院 ○難病相談支援センター ○施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所) ○障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業等の用に供する施設 ○母子保健包括支援センター ○認定こども園 ○少年院及び少年鑑別所 <p>○行政機関の庁舎(政策や制度の企画立案業務が行われている施設) ⇒具体的には 中央官庁庁舎、都道府県・市町村庁舎、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設</p>
必要な対策	<p>敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所の設置可)</p> <p><特定屋外喫煙場所の設置基準></p> <ol style="list-style-type: none"> ①喫煙をすることができる場所が区画されていること ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること



2. 第二種施設(2020年4月1日~施行)

定義	多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設
必要な対策	<p><喫煙目的施設とは></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆喫煙所 ・喫煙を主たる目的とするバー、スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 <p>原則屋内禁煙(喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室の設置可)</p> <p>○屋内禁煙 or ○喫煙専用室設置 or ○加熱式たばこ専用の喫煙室設置</p> <p>喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室を設置するときは、施設出入口及び当該場所出入口に標識を掲示 20歳未満の者は立ち入り禁止(従業員であっても不可)</p> <p>○飲食店のうち、「既存特定飲食提供施設」は喫煙可能室の設置可(経過措置)。 ⇒届出、標識の掲示</p>



受動喫煙防止にかかる普及啓発

受動喫煙防止対策普及啓発事業

■各種ツールを利用した周知・普及啓発

- 事業所等向け
 - ・関係団体の広報や既存会議等を通じ法改正内容の周知
 - ・飲食店、旅館ホテル、美容業等の生活衛生業関係機関や労働局等と連携した事業所への説明会開催
- 県民向け
 - ・保健所、市町村のほか、医師会、薬剤師会等を通じて周知啓発
 - ・県の広報紙やHP、市町村広報等による情報発信

新

受動喫煙防止対策相談支援事業

■相談窓口の設置(各保健所)

- 各保健所に相談窓口を設置
県民及び事業所等に対して法の趣旨や各施設で必要となる具体的対策等について個別相談支援を実施

■計測機器等による現地確認(各保健所)

- 飲食店、事業所等からの相談支援として、粉塵計、風速計、一酸化炭素計の計測機器を用いて現地確認
- 環境基準を満たす対策を講じることができるよう指導・助言

■義務違反時の対応

- 通報を受けて、保健所指導員が現地確認・指導を実施違反の内容に応じて勧告・命令等を実施

<対象> 2019年7月1日～: 第一種施設
(病院、学校、児童福祉施設等、行政機関、その他)
2020年4月1日～: 全ての施設

受動喫煙防止に関する相談集計表 <2019年4～7月分合計>

<相談場所別・月別>

	相談実件数				
	4月	5月	6月	7月	計
郡山保健所	2	8	12	10	32
中和保健所	14	26	22	14	76
吉野保健所	1	1	4	0	6
疾病対策課	13	20	34	13	80
計	30	55	72	37	194

<相談者・月別>

	相談実件数				
	4月	5月	6月	7月	計
県民	1	6	2	6	15
市町村	19	36	31	15	101
事業所	2	3	5	3	13
飲食店	1	1	2	0	4
その他	7	9	32	13	61
計	30	55	72	37	194

<その他>

保健所: 医療機関、地方裁判所、高齢者施設 など
疾病対策課: 医療機関、地方裁判所、大学、県有施設、報道関係 など

<相談内容別・相談対応場所別>

複数回答

相談内容	郡山保健所	中和保健所	吉野保健所	疾病対策課	計
一般的な健康増進法の内容に関する事	2	7	0	16	25
施設の区分による受動喫煙対策について	9	26	2	16	53
第一種施設における受動喫煙対策について(特定屋外喫煙場所等)	16	26	1	21	64
第二種施設における受動喫煙対策(指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室等)	3	15	0	13	31
受動喫煙防止対策の啓発について	0	8	0	7	15
喫煙場所設置のための助成金に関する事	0	0	0	3	3
受動喫煙による健康影響について	1	4	0	4	9
禁煙の方法について	0	0	0	0	0
その他	3	24	5	14	46
相談件数: 計	34	110	8	94	246

<相談内容別・月別>

複数回答

相談内容	4月	5月	6月	7月	計
一般的な健康増進法の内容に関する事	5	9	9	2	25
施設の区分による受動喫煙対策について	6	19	22	6	53
第一種施設における受動喫煙対策について(特定屋外喫煙場所等)	10	13	23	18	64
第二種施設における受動喫煙対策(指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室等)	3	4	21	3	31
受動喫煙防止対策の啓発について	6	5	1	3	15
喫煙場所設置のための助成金に関する事	0	1	2	0	3
受動喫煙による健康影響について	1	6	1	1	9
禁煙の方法について	0	0	0	0	0
その他	7	15	14	10	46
相談件数: 計	38	72	93	43	246

<その他>

奈良県で条例などの策定予定はあるか(事業所等)
受動喫煙防止対策普及啓発について(啓発方法や内容、啓発チラシ提供)
他市町村や県の受動喫煙防止対策についての情報について(市町村)庁舎、施設の受動喫煙対策について(市町村、県)
県有施設の喫煙場所が適切でない など



県・市町村本庁舎・議会棟・公用車の稼働実況表(受働時間の対比)

No.	市町村	平成31年4月1日現在										令和元年7月1日以降												
		本庁舎				議会棟				公用車		本庁舎		議会棟						公用車*				
		稼働内 部数	稼働外 部数	分率	稼働率L	稼働内 部数	稼働外 部数	分率	稼働率L	全車稼働 回数	稼働率 割合	全車稼働 率数	特定屋外 稼働時間		特定屋外 稼働時間		第二種	稼働 回数	稼働 率数	稼働率L	稼働率 割合	全車 稼働 回数	稼働率 割合	
													無	有	第一種	有								
1	奈良県		○										○											
2	奈良市		○									○												
3	大和郡御坊市		○									○												
4	大和郡山添町		○									○												
5	天理市		○									○												
6	橿原市		○									○												
7	橿原市		○									○												
8	五條市		○									○												
9	橿原市		○									○												
10	生駒市		○									○												
11	香芝市	○										○												
12	葛城郡市		○									○												
13	宇陀市		○									○												
14	山添町		○									○												
15	平群町		○									○												
16	三郷町	○										○												
17	葛城郡市		○									○												
18	安堵町		○									○												
19	川前町		○									○												
20	五條市		○									○												
21	橿原市		○									○												
22	橿原市		○									○												
23	橿原市		○									○												
24	橿原市		○									○												
25	上牧町		○									○												
26	五條市		○									○												
27	葛城郡市		○									○												
28	阿合町		○									○												
29	葛城郡市		○									○												
30	大和郡市		○									○												
31	下市町		○									○												
32	葛城郡市		○									○												
33	天理市		○									○												
34	葛城郡市		○									○												
35	十津川町		○									○												
36	下北山村		○									○												
37	上北山村		○									○												
38	川上町		○									○												
39	葛城郡市		○									○												
平均稼働率	6/39 (15.4%)	33/39 (84.6%)	0/39 (0.0%)	0/39 (0.0%)	5/39 (12.8%)	28/39 (71.8%)	6/39 (15.4%)	0/39 (0.0%)	30/39 (76.9%)	9/39 (23.1%)	0/39 (0.0%)	17/39 (43.6%)	22/39 (56.4%)	35/39 (89.7%)	19/35	16/35	4/39 (10.3%)	3/4	1/4	0/4	35/39 (89.7%)	4/39 (10.3%)	0/39 (0.0%)	

○は、平成30年度と比較して稼働率が減少した市町村。 ○は、令和元年7月1日から稼働率を調査した市町村。 ○は、令和元年7月1日時点の稼働率を調査した市町村。

※本表は、第一種稼働率を算出した数値であり、第一種稼働率と第二種稼働率の合計が100%となる。